



平成30年8月22日

各位

会社名 株式会社アバント
代表者名 代表取締役社長 森川 徹治
(コード:3836、東証第一部)
問合せ先 取締役財務担当 春日 尚義
(TEL:03-6864-0100 代表)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成30年8月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本制度につきましては、株主の皆様のご承認を得るため、本制度に係る議案（以下「本議案」といいます。）を平成30年9月19日開催予定の第22期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議する予定です。

1. 本制度の導入の理由及び目的

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年9月26日開催の第11期定時株主総会において、固定枠として年額150百万円以内とご承認いただき、それに加えて、平成26年9月25日開催の第18回定時株主総会において、業績に連動した変動枠として対象となる取締役1名あたり41,250千円以内（下限はゼロ円とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認をいただいておりますが、今般、取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に對し、新たに業績連動型株式報酬制度として当社普通株式を支給するパフォーマンス・シェア・ユニット制度を導入することにつきご承認をお願いする予定です。

当社は、本議案を、対象取締役に對する金銭の額（金銭報酬債権の額を含みます。）の合計額の上限を設定する議案として付議し、各対象取締役に對する具体的な交付又は支給の時期及び内容については、その上限額の範囲内にて、以下に定める内容に従い、当社取締役会において決定する予定です。

なお、本制度に基づく報酬等は、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものと考えております。

2. 本制度の概要

本制度は、当社の各年の定時株主総会の日の属する月から3年間を対象期間（以下「対象期間」といいます。なお、当初の対象期間は平成30年9月から平成33年9月までであり、以後、毎年9月からその3年後の9月までが対象期間となります。）とし、対象取締役に對して、対象期間における当社株式成長率に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社普通株式及び金銭を交付又は支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に對してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

なお、現在の取締役のうち対象取締役に含まれ得る取締役は2名ですが、本総会時及び本総会后に選任された当社の取締役に對しても、当社取締役会の決定により対象取締役に含めることができることといたします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

各対象取締役に対して付与されることとなる金銭（金銭報酬債権）の額については、本制度により対象取締役に対して最終的に交付する株式数（以下「交付株式数」といいます。）に、対象期間終了後2か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が定める金額を乗じるにより算定されます。

本制度において、対象期間終了後に各対象取締役に交付する当社普通株式の数は、①当社取締役会において決定した株式数（以下「基準交付株式数」といいます。）に、②当社株式成長率に応じて決定される株式交付割合（以下「株式交付割合」といいます。）を乗じて決定いたします。当社株式成長率は、対象期間中の当社 TSR (Total Shareholder Return (株主総利回り)) を、対象期間中の東証株価指数（以下「TOPIX」といいます。）の成長率で除して算出いたします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。ただし、対象期間に占める対象取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うことといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他以下の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

なお、対象期間終了月（3年後の9月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値が対象期間開始月（当年9月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値を下回った場合には、当該対象期間については、対象取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

<算定式>

$$\text{交付株式数} = \text{基準交付株式数} \times \text{株式交付割合}$$

基準交付株式数 : 当社取締役会において決定

株式交付割合 : ①当社株式成長率が
100%未満の場合 : 0%
(以下グラフ参照) ②当社株式成長率が
100%以上 112%未満の場合 : $33\% \times (\text{当社株式成長率} - 100\%) \div 12\%$
③当社株式成長率が
112%以上 150%以下の場合 : $33\% + 67\% \times (\text{当社株式成長率} - 112\%) \div 38\%$
④当社株式成長率が
150%を超える場合 : 100%

$$\text{当社株式成長率} = \frac{\text{対象期間中の当社 TSR (Total Shareholder Return (株主総利回り))}}{\text{対象期間中の TOPIX の成長率}}$$

$$= \frac{(B + C) \div A}{E \div D}$$

A: 対象期間開始月（当年9月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値

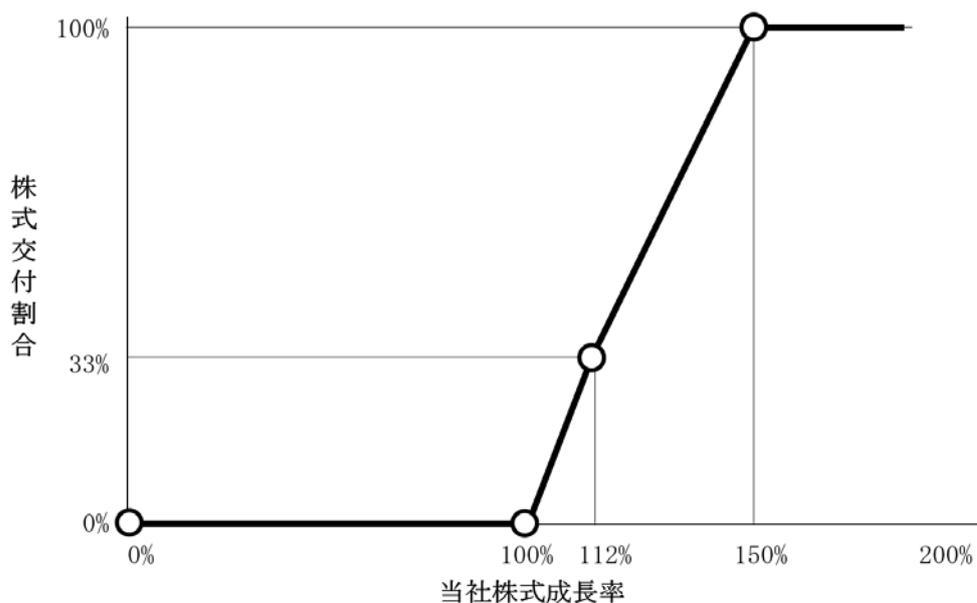
B: 対象期間終了月（3年後の9月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値

C: 対象期間中の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額

D: 対象期間開始月（当年9月）の TOPIX の単純平均値

E: 対象期間終了月（3年後の9月）の TOPIX の単純平均値

<株式交付割合>



(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は対象取締役につき年間合計 100,000 株以内とし、また、支給する金銭報酬債権の額は対象取締役につき年額合計 100 百万円以内といたします。

(3) 対象取締役が死亡により退任した場合等

対象取締役が死亡により退任した場合、当社についての一定の組織再編等が当社の株主総会等にて承認された場合等には、株式交付分に代わり、各対象期間につき 100 百万円以内にて金銭を支給いたします。

(4) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

(ご参考)

当社は、当社子会社の取締役に対し、特定譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以上